

Q&A

成年後見制度と 利用促進の動向を理解する

●取材協力・監修●

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート

まずは、制度の概要や利用促進に向けた取組みをQ&Aで見てください。

成年後見制度とは何？
実際にどのような
利用されているの？

Q1



A

商品を購入したり、サービスを受けたら、そして預金を払い戻したり——これらの行為は一定の意思表示に基づく「法律行為」とされています。法律行為を行うためには、当事者に判断能力がなければなりません。認知症などにより判断能力がない人が行う法律行為はたとえ契約書等に署名捺印できたとしても無効、また不十分な人（軽度の認知症の人）が行う法律行為は無効とされてしまうことがあるのです。

そこで、判断能力が不十分な人（本人）を支援するために法的に（裁判所の決定で）支援者（代理人）を選任し、代理人が本人のために取引を行うのが「成年後見制度」です。これにより本人に代わって代理人が契約を結べる——金融機関でいえば、各種の預金取引

等が行えるようになります。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助という3類型が用意されています（それぞれの代理人を成年後見人・保佐人・補助人と呼び、サポートを受ける本人を成年被後見人・被保佐人・被補助人と呼ぶ）。

後見を利用する人が大半

成年後見制度を利用している人の大半は、本人の症状が最も重い「後見」類型であるといわれています。なぜでしょうか。

仮に本人に認知症の症状が少し出てきたとしても、日々の買い物や少額の預金払戻しは制限されないでしょう。金融機関も預金者本人が来店すれば（もしくは家族と一緒に来店すれば）「融通」を効かせて対応していると思いま

す。この結果、補助・保佐を利用する動機がなくなるのです。

しかし、時が経ち、例えば「高齢の夫が亡くなり（認知症の）妻が不動産を相続することになった」「認知症が重くなったので施設に入所が決まり高額な費用が必要となった」となれば、話は別。

金融機関は「それは成年後見制度を利用してもらわないと手続きできない」と態度を一変させます。

このときにはすでに本人の症状が進んでおり、結果的に後見と判断されてしまうわけです。

後見類型では本人に判断能力がほとんど残っていないため、いきなり成年後見人となった者は相応な負担を強いられます。特に親族が成年後見人となった場合、裁判所で行う面倒な手続きに対応できず適切なサポートを行えなかったり、預金の横領につながるという問題が指摘されているのです。

POINT

判断能力が不十分な人を支援者が支援する制度。後見での利用が大半